

令和7年度八幡浜市奨学生募集要項

- ◇ 優秀な学生又は生徒であって経済的事情により修学が困難な者に対して、学業に必要な資金（奨学資金）を貸し付け、有用な人材を育成することを目的として、八幡浜市奨学生を募集します。
- ◇ 奨学資金は奨学生本人に貸し付け、学校卒業後には本人が返還することになります。同種の奨学金との併用貸与が令和5年10月から可能になりましたので、奨学資金を希望する方は、自分の現在・将来の生活設計に基づき、よく考えて申し込みをしてください。

八幡浜市教育委員会

1 奨学生の資格

申請することができる者は、次の要件を備える者としてします。

- (1) 高等学校（特別支援学校の高等部を含む）、高等専門学校、大学、短期大学及び専修学校（修業年限2年以上）に令和7年4月に進学を希望する者、または在学する者
- (2) 保護者（子に対して親権を行う者、又は後見人）が八幡浜市に居住する者
- (3) 学業・人物ともに優れ、健康状態について修学に十分耐え得ると認められる者
ただし、八幡浜市西村奨学資金については、特に学業成績が優秀である者
- (4) 経済的事情により修学が困難な者

◇ 家計基準

生計を一にする家族の所得合計から特別控除額表（別表第1）に定める控除を行った後の額が、収入基準額表に定める額以下であること。

<収入基準額表>

区分	高等学校 高等専門学校 専修学校（高等課程） 奨学生		大学 短期大学 専修学校（専門課程） 奨学生	
	人数	収入基準額	人数	収入基準額
世帯 人員	1人	143万円	1人	178万円
	2人	229万円	2人	282万円
	3人	264万円	3人	328万円
	4人	286万円	4人	355万円
	5人	307万円	5人	382万円
	6人	325万円	6人	402万円
	7人	341万円	7人	422万円

※ 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに高校等奨学生の場合は16万円、大学等奨学生の場合は20万円をそれぞれの世帯人員7人の収入基準額に加算する。

2 奨学資金の名称、種類、区分及び金額

名称	種類	区分	金額
①八幡浜市奨学資金	奨学金	高等学校	月額12,000円
		高等専門学校（1学年から3学年）	月額12,000円
		高等専門学校（4学年及び5学年）	月額35,000円
		大学、短期大学	月額35,000円
		専修学校（高等課程）	月額12,000円
		専修学校（専門課程）	月額35,000円
②八幡浜市西村奨学資金	奨学金	大学	月額45,000円
③八幡浜市入学資金	入学支度金	大学、短期大学、専修学校	300,000円

※ 奨学資金は無利子とする。

3 貸付期間

奨学金の貸付期間はその者の在学する正規の修学期間とします。

4 募集人数

- ① 八幡浜市奨学資金 令和7年度予算の範囲内
- ② 八幡浜市西村奨学資金 1名（特に成績優秀な者を選考。選考にもれた場合、①八幡浜市奨学資金の申請も可能）
- ③ 八幡浜市入学資金 10名以内（単独での申請、①②との併願ともに可能）

5 申請手続

奨学資金の貸付を受けようとする者は、次の書類を、在学する学校又は出身学校の長を通じて八幡浜市教育委員会へ提出してください。

- (1) 八幡浜市奨学生採用申請書
- (2) 八幡浜市奨学生推薦調書（学校長が作成）
- (3) 世帯全員の住民票の写し（続柄の記載のあるもの）
- (4) 世帯全員の所得証明書

6 申請書受付

期間：令和6年12月2日（月）～ 令和7年1月31日（金）

7 奨学生の採用

八幡浜市奨学生選考委員会にて採用者を決定し通知します。（2月中旬予定）

採用決定の通知を受けた者は、令和7年4月15日（火）（予定）までに、誓約書及び在学証明書を八幡浜市教育委員会へ提出してください。

※ 誓約書には、保護者又はこれに準ずる家族及び市内に居住し独立した生計を営む成年者が連帯保証人として必要です。なお、保護者又はこれに準ずる家族は、市税及び国民健康保険税を滞納していないこと、市内に居住し独立した生計を営む成年者は、市民税を賦課され、かつ市税及び国民健康保険税を滞納していないことが条件となります。

8 奨学資金の貸付時期

奨学金・・・毎月1箇月分ずつ本人名義の指定口座へ振込みます。（振込予定：毎月下旬頃）

入学支度金・・・入学に際し1回限り本人名義の指定口座へ振込みます。（振込予定：4月下旬頃）

9 奨学資金の返還

奨学資金は、卒業の日の属する月の翌月から起算して10年の期間内に、その全額を年賦又は半年賦の方法により返還してください。

<参考：奨学金返還表>

区 分	高校等 月額：12,000円 貸付年数：3年	短大・専門学校等 月額：35,000円 貸付年数：2年	大学 月額：35,000円 貸付年数：4年	大学(西村奨学資金) 月額：45,000円 貸付年数：4年	入学支度金	
貸付総額	432,000円	840,000円	1,680,000円	2,160,000円	300,000円	
返還額	年賦	43,200円	84,000円	168,000円	216,000円	30,000円
	半年賦	21,600円	42,000円	84,000円	108,000円	15,000円

10 問合せ先

その他、この募集要項についての問合せは、在籍する学校又は下記までお願いします。

【問合せ先】

八幡浜市教育委員会学校教育課学事係
〒796-0292 八幡浜市保内町宮内1-260
TEL (0894) 22-3111 (内線 2353)

(別表第1)

<特別控除額表>

区 分	特 別 の 事 情	特 別 控 除 額				
A 世帯を 対象と する 控 除 額	(1)母子・父子世帯である こと	49万円				
	(2)就学者のいる世帯であ ること 〔 児童・生徒・学生 1人につき 〕	小学校		8万円		
		中学校		16万円		
		区 分		自宅通学	自宅外通学	
		高等学校	国・公立	28万円	47万円	
			私 立	41万円	60万円	
		高等専門学校	国・公立	36万円	55万円	
			私 立	60万円	80万円	
		大学、短期大学	国・公立	59万円	102万円	
			私 立	101万円	144万円	
		専修学校	高等課程	国・公立	17万円	27万円
	私 立			37万円	46万円	
	専門課程		国・公立	22万円	62万円	
私 立			72万円	112万円		
(3)障害者のいる世帯であ ること	障害者1人につき86万円					
(4)長期療養者のいる世帯 であること	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額					
(5)主たる家計支持者が別 居している世帯であ ること	別居のため特別に支出している年間金額。ただし、71万円を 限度とする。					
(6)火災、風水害又は盗難 等の被害を受けた世帯 であること	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基 本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期 にわたつて、支出増又は収入減になると認められる年間金額					
B 本人を 対象と す る 控 除 額	申請者本人が高等学校・高 等専門学校・専修学校(高 等課程)に進学する場合	28万円				
	申請者本人が大学、短期大 学、専修学校(専門課程) に進学する場合	59万円				

(備考) 1 A欄の「(2)就学者のいる世帯であること」による控除には、申請者本人分は含めない。

2 A欄の控除については、該当する特別な事情が2以上ある場合、これらの特別控除額を合
わせて控除することができる。